

第1回 堺市内バス運行連絡会 会議の概要について

日 時：令和元年8月19日(月) 午前10時～

場 所：堺市役所本館10階 堺市議会第1会議室

出席者：堺市 ； 湊上議員、池側議員、池田議員、大林議員、  
窪園建築都市局長、平松交通部長

南海バス(株)：鈴木取締役社長、松平常務取締役企画部長、松内取締役営業部長、  
秋元企画課長、岩佐営業課長

【議案】

1. 会長、副会長の選任について

⇒会長に大林委員を、副会長に鈴木委員を選任

【報告】

1. 堺市内におけるバス輸送の現状と課題について

⇒南海バス(株)から、路線バス事業の現状や取り組み、課題等について説明

2. 秋の事業計画変更（鳳駅前乗り入れ等）について

⇒南海バス(株)から、鳳駅前広場供用に伴う路線の変更等について説明

3. おでかけ応援バス 市内バス停扱いのバス停について

⇒堺市から、おでかけ応援バス制度が適用される市外バス停の追加について説明

【意見交換】：別紙「意見交換の概要」参照

⇒委員により路線バスの運行に係る様々な事項について意見交換

○主な意見等

- ・バス停の上屋、ベンチの設置について
- ・堺市立総合医療センター線（M2系統）の延伸について
- ・堺シャトルバスの運賃制度について
- ・土地利用やバス需要が変化する中での路線再編の考え方について
- ・バス停標柱の設置方法について
- ・将来の運行形態について



<p>○堺市立総合医療センター線 (M2 系統) の延伸について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堺市立総合医療センター線 (M2 系統) を堺区北西部へ延伸してほしい</li> </ul>	<p>(南海バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当路線は堺市立病院機構との協定により運行しており、延伸は機構の意向次第。</li> <li>総合医療センター独自の無料送迎バスも各方面に運行されており、堺駅周辺からも運行していると聞いている。</li> </ul>
<p>○堺シャトルバスの運賃制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の活性化の観点からも、同一運賃ではなく距離別運賃とすれば、途中下車して大小路筋を歩いたり、お店を楽しもうという人が増えるのでは。</li> </ul>	<p>(南海バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧堺市内エリアは堺駅前と堺東駅前を中心に特殊区間制を採用。堺シャトルバスは半区 220 円に設定している。</li> <li>対キロ区間制を導入すれば値上げになる区間も多くなり、全体的に影響が大きいいため、現行の制度を維持していきたい。</li> </ul>
<p>○土地利用やバス需要が変化する中での路線再編の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(バス路線がない) ある地区で、居住地が変わり、人数が変わることが起きたとき、南海バスはそれをどうやって掴んで、路線バスの再編を考えるのか。</li> <li>(バス路線がない地区で) 需要が増える時は数値を中々掴み得ないが、(路線新設の) 判断の基準はどのようにするのか。</li> </ul>	<p>(南海バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい路線を引くときは、それに見合った収入があるかが最大のポイントで、そこを見極めてやっていく。</li> <li>堺市の開発の話、都計審の話等いろんな動きについて総合的に速やかに情報をいただきながら、分析して対応する。</li> </ul> <p>(南海バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅開発で新しい団地ができるというケースでは、計画人口や土地を買ったという情報等を分析しながら、それに応じてダイヤと輸送体系を決めていく。</li> </ul>
<p>○バス停標柱の設置方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>狭い歩道に置型の標柱を設置している場合があるが、スペースをとらないよう埋設型の標柱にして頂きたい。</li> </ul>	<p>(南海バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋め込み式は掘り返しの工事を伴い、コスト面が大きなハードルとなる。</li> <li>バス停によって事情があると思われるので、個別に対応させていただきたい。</li> </ul>
<p>○将来の運行形態について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料電池バスへの取り組みについて</li> </ul>	<p>(南海バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に水素バスを積極的に入れていくかについては、価格も非常に高価で、水素ステーションも堺にない状況であり、現時点で予定はない。実証実験などは取り組んでいきたい。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・無人運転技術の利用について</li> <li>・オンデマンド的な乗合バスについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス車両による自動運転等様々な実験が行われており、そうした情報収集や協議会への参画はしていきたい。自動運転が実際に運行できるには、まだまだハードルがあると思っている。</li> <li>・堺市内では鉄道駅を中心とした路線バス網が整備され、交通不便地域ではデマンド型タクシーも運行している。南海バスとしては、いろいろなモードと連携しながら公共交通の維持に努めたい。</li> </ul>
<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南陵通一堺東駅前間のバス優先レーンについて、事業者としてどう評価しているのか。</li> <li>・百舌鳥・古市古墳群周遊バスについて、高齢者や子ども等への割引はあるのか。</li> <li>・バスロケーションサービスを利用しているが、乗り遅れるときがある。精度をあげてほしい。</li> <li>・バス車内で運転手が高齢者に「ちゃんと座っていて下さいよ」と注意喚起しているが、言い方がどうかと思う運転手もいるので社員教育をお願いしたい。</li> </ul>	<p>(南海バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の理解など協力を得ながら運行させていただいている。</li> <li>・バス優先レーンの拡大は、周知をどう徹底、継続するののかという問題はあるが、事業者として定時性や利便性があがるので、ありがたい話。ただ、堺市内のどこに入れるかについては議論があり、場所も含め検討させていただきたい。</li> <li>・百舌鳥・古市古墳群周遊バスの運賃は、大阪府と、共同運行している近鉄バスの3者で協議して設定しており、今後、割引や利用施策も利用状況を見ながら3者で協議していく。</li> </ul>

## 堺市内バス運行連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、堺市内バス運行連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、堺市と堺市域において生活交通ネットワークを形成するバス路線を運行するバス事業者であって連絡会に参加意向のあるバス事業者（以下単に「バス事業者」という。）が、路線バスの運行に係る現状の課題や利便性向上及び利用促進に関する事項等について意見交換を行い、相互の認識を理解することで、市民生活に関わる路線バス網の維持確保に資することを目的とする。

(構成)

第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 堺市議会議員 4人
- (2) 堺市建築都市局長の職にある者
- (3) 堺市建築都市局交通部長の職にある者
- (4) バス事業者から選出された者 数人程度

(役員)

第4条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(役員を選任)

第5条 会長は、堺市議会議員のうちから1人を、副会長は、バス事業者から選出された者のうちから1人を委員の互選により選任する。

(任期)

第6条 委員のうち第3条第1号に掲げる者及び役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、連絡会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 連絡会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、

その意見を求めることができる。

(会議の非公開)

第10条 会議は、非公開とする。

(会議録)

第11条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(守秘義務)

第12条 連絡会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(堺市地域公共交通会議への報告)

第13条 連絡会は、会議の概要を会長及び副会長に確認の上、市民や交通事業者、近畿運輸局などで構成する堺市地域公共交通会議に報告する。

(事務局)

第14条 連絡会の事務局は、堺市建築都市局交通部公共交通課に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、連絡会の組織及び運営について必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成31年4月12日から施行する。

堺市内バス運行連絡会 委員名簿

2019. 8. 現在

堺市側	フチガミ 湊上 タケン 猛志	堺市議会議員
	イケガワ 池側 マサオ 昌男	堺市議会議員
	イケダ 池田 カクシ 克史	堺市議会議員
	オオバヤシ 大林 ケンジ 健二	堺市議会議員
	サボノ 窪園 シロイ 伸一	堺市建築都市局長
	ヒラマツ 平松 シンタカ 美孝	堺市建築都市局交通部長
バス事業者側	スズキ 鈴木 カズアキ 一明	南海バス株式会社 取締役社長
	マツダイロ 松平 ユウイチ 康一	南海バス株式会社 常務取締役企画部長
	マツウチ 松内 ユウジ 祐二	南海バス株式会社 取締役営業部長
	アキモト 秋元 カツユキ 寛之	南海バス株式会社 企画部企画課長
	イワサ 岩佐 ユウジ 浩二	南海バス株式会社 営業部営業課長